

牛小屋高原公園施設 指定管理者募集要項

(第6期)



令和4年7月19日
広島県

牛小屋高原公園施設 指定管理者募集要項 目 次

1	目的	1
2	指定管理者の指定	1
3	公の施設の概要	2
4	申請資格	2
5	公募に関するスケジュール等	3
6	申請の際に提出する書類の内容	5
7	審査基準等	8
8	業務の範囲及び具体的内容	9
9	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）等に関する事項	9
10	利用料金に関する事項	9
11	指定期間	10
12	協定に関する事項	10
13	その他	10
【別紙】		
別紙 1	施設等一覧	12
別紙 2 - 1	位置図	13
別紙 2 - 2	キャンプ場区域平面図	14
別紙 3	キャンプセンター（センターハウス）平面図・立面図	15
別紙 4	管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表	17
別紙 5	業務仕様書	18
別紙 6	責任及びリスク分担一覧表	22
【様式】		
様式 1	現地説明会参加申込書	23
様式 2	募集要項に対する質問票	24
様式 3	指定管理者指定申請書	25
様式 4	指定期間内の業務計画	26
様式 5	指定期間内の各年度の収支計画	27
様式 6	共同企業体協定書（例）	28
様式 7	申立書	31
様式 8	誓約書	32
【資料】		
	指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン	33
	指定管理者制度導入県有施設点検マニュアル	39
	利用料金一覧表	49
	過去 5 年間の利用者数	50
	過去 5 年間の収支実績	51

1 目的

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、公の施設の管理については、従前の「管理委託制度」に代わり、「指定管理者制度」が導入されました。

この制度は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを幅広く活用しつつ住民サービスの向上を図ること及び経費の節減を図ることを目的としています。

県では、公の施設である「牛小屋高原公園施設」について、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の管理運営に係る提案を広く募集します。

この要項は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項並びに広島県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第 3 条の規定に基づく、牛小屋高原公園施設の管理運営を行う指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、応募に当たっては、この要項に定めるもののほか、次に掲げるものをはじめ、施設の管理運営に必要な法令等を遵守する必要があります。

- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
- ・自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）
- ・広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年広島県条例第 28 号）（以下「指定手続条例」という。）
- ・広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年広島県規則第 47 号）（以下「指定手続条例施行規則」という。）
- ・自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年広島県条例第 2 号）（以下「設置管理条例」という。）
- ・自然公園施設管理規則（昭和 51 年広島県規則第 31 号）（以下「管理規則」という。）
- ・自然公園施設の設置及び管理に関する条例の規定による牛小屋高原公園施設におけるシャワーその他の設備等の利用料金の範囲（令和元年八月十九日告示第五百四十五号）
- ・行政財産使用規則（昭和 49 年広島県規則第 99 号）
- ・広島県物品管理規則（昭和 39 年広島県規則第 33 号）
- ・広島県行政手続条例（平成 7 年広島県条例第 1 号）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）（以下「障害者雇用促進法」という。）
- ・広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）
- ・広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関係法令

※ 法規の内容については、次のホームページで閲覧できます。

- (1) 法律・政令・規則等

e-Gov（URL <https://elaws.e-gov.go.jp/>）

- (2) 広島県条例・規則等

広島県法規集（URL <https://asa-jg.d1-law.com/newsearch/SrMjF01/init>）

2 指定管理者の指定

牛小屋高原公園施設の次期指定管理者については、指定管理者指定申請者（以下「申請者」という。）が指定管理者としてふさわしいかどうかを指定手続条例第 3 条に規定する基準に基づき総

合的に審査した上で、指定管理候補者1団体を選定します。

県は、県議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定します。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称
牛小屋高原公園施設
- (2) 施設の所在地
山県郡安芸太田町大字横川
- (3) 施設の設置目的
すぐれた風景地である自然公園の利用の増進を図り、もつて県民の保健、休養及び教化に資する。
- (4) 施設の内容
 - ア 全体面積
23.8ha
 - イ 施設等の内容
「別紙1 施設等一覧」のとおり
 - ウ 施設の位置
「別紙2-1 位置図」のとおり
 - エ 施設の区域
「別紙2-2 キャンプ場区域平面図」のとおり
- (5) 建物の構造
「別紙3 キャンプセンター（センターハウス）平面図・立面図」のとおり

4 申請資格

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団等」という。）
- (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること
- (4) 施設の管理に当たって必要な資格等を有すること（外部に委託する場合は、当該受託者が必要

- な資格等を有すること)。(「別紙4 管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表」参照)
- (5) 複数の法人等で構成したグループ(共同企業体、事業協同組合等。以下同じ。)が申請する場合は、次の条件を踏まえていること
- ア グループにおける構成員(事業協同組合にあっては、担当組合員。以下同じ。)は、同時に単独で申請することができない。
- イ 同時に複数のグループの構成員となることはできない。

5 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布に関する事項

ア 配布期間

令和4年7月19日(火)から令和4年9月20日(火)まで
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。

イ 配布時間

8時30分から17時まで

ウ 配布場所

広島県環境県民局自然環境課自然公園グループ
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県庁南館3階)

〔 電話:(082)513-2932【ダイヤルイン】
電子メール:kanshizen@pref.hiroshima.lg.jp 〕

※ 広島県のホームページにも掲載します。

(2) 現地説明会に関する事項

ア 開催日時

令和4年8月9日(火)13時から

イ 集合場所

牛小屋高原公園施設 キャンプセンター(センターハウス)入口

ウ 開催内容

募集要項等の説明及び施設見学

エ 申込方法

参加希望者は、令和4年8月1日(月)17時までに「現地説明会参加申込書(様式1)」により、電子メールで申し込んでください。

なお、参加者は1申請者につき3名までとします。

オ 申込先

(1)ウ配布場所のとおり。

(3) 公募内容の質問に関する事項

ア 受付期間

令和4年7月19日(火)から令和4年8月19日(金)
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

ウ 質問方法

自然環境課に電話連絡の上、「募集要項に対する質問票(様式2)」により、電子メールにより提出してください。

エ 提出先

(1)ウ配布場所のとおり。

オ 回答の方法

質問に対する回答は、電子メールにより行います。また、簡易な質問（本募集要項に記載している事項や公知の事実など）を除き、提出された質問と回答は、質問者を明示せずに、広島県ホームページに随時掲載します。

(4) 指定管理者指定申請書の受付に関する事項

ア 受付期間

令和4年9月5日（月）から令和4年9月20日（火）まで
ただし、広島県の休日に定める条例第1条第1項に規定する休日は除く。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

ウ 提出先

(1)ウ配布場所のとおり。

エ 提出方法

提出先に、持参又は郵送してください。ただし、郵送による場合は、令和4年9月20日(火)17時必着とします。

なお、提出後は、軽微な変更を除いて、提出書類の記載内容を変更することはできません。

(5) プレゼンテーション等の審査に関する事項

広島県指定管理者選定委員会自然公園部会（以下「選定委員会」という。）において、第1次審査（申請資格等）を行った後、申請者のプレゼンテーションによる第2次審査を次のとおり行います。なお、当日、不参加の場合は、審査の対象外とします。

ア 開催日時及び場所

令和4年10月3日（月） 広島県庁内（予定）

なお、時間、場所、実施方法等については、申請者に対し、別に通知します。

イ 出席者

3名以内とすること。

(6) 選定結果の通知等

ア 通知日

令和4年11月頃（予定）

イ 通知の方法

申請者全員に選定結果を通知するとともに、広島県ホームページで審査結果を公表します。
なお、指定管理者の候補者とは、その後、指定（協定締結）に向けた協議を行います。

(7) 留意事項

ア 費用負担

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

イ 申請の辞退

指定管理者指定申請書等提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を速やかに提出してください。

ウ 不正行為の禁止

次の行為があった場合、審査の対象から除外（失格）します。

(ア) 提出書類に虚偽又は不正な記載があった場合

(イ) その他応募に当たり不正な行為があった場合

エ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権の帰属

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定や候補者の決定、指定の公表等における選定理由の説明などの必要性から、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

(イ) 提出書類の返却

提出書類の返却は行いません。

(ウ) 提出書類の公表

申請者から提出された事業計画書等に対し、第三者からの行政文書開示請求があった場合は、選定者又は落選者の如何に関わらず、広島県情報公開条例に基づき開示します。

オ 共同事業体の場合

(ア) 共同事業体の形態で応募を行う場合は、必ず代表団体を定めてください。

(イ) 書類提出（申請）後における構成団体の変更は認めません。

(8) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和4年広島県議会12月定例会の議決を経て、指定管理者の指定及び協定の締結を行います。

6 申請の際に提出する書類の内容

次の書類を順にファイル等に綴じて、正本1部、副本10部を提出してください。

なお、書類は、原則日本工業規格A列4とします。

(1) 指定申請書（様式3）

(2) 事業計画書

次の事項を記載し、正本1部、副本10部を提出してください。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、日本工業規格A列4とし、ファイル等に綴じて提出してください。

項目	内容
施設の管理及び運営に関する基本方針	施設の設置目的を踏まえ、施設の管理運営に係る基本方針を記載してください。 なお、次の項目への対応方針を特記してください。 ・環境学習、野外活動に関する事項 ・地域との連携及び地域への貢献に関する事項
指定管理者として指定を受けようとする期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務の実施計画	「業務計画書（様式4）」を作成の上、所要の書類を添付してください。 なお、施設の管理運営のために必要な法定業務については、「別紙4 管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表」を参照してください。 おって、次の項目への対応方針を特記してください。 (1) 施設の広報に関する事項 (2) 利用者等のニーズの把握等に関する事項
指定予定期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務に係る収支計画	「指定期間内の収支計画書（様式5）」を作成し、次の事項に係る根拠資料を添付してください。 (1) 利用者数の目標設定 現状及び本事業計画による増加見込等を基に、施設毎の利用者数の目標値を、その積算根拠を付して示すこと。ただし、天候の影響を受けやすい施設であることを前提として作成すること（予想される繁忙期に好天に恵まれるなど、最善の事業環境を想定しないこと）。 なお、前記増加見込等については、その見込の具体的理由を示すこと。 (2) 利用料金等（(4)の自主事業に係るものを除く。）の収入見込み (3) 各項目（区分）毎の支出区分

	<p>(4) 自主事業に係る収支見込み 自主事業等の事業を提案する場合、その内容及び収入見込の積算や考え方を含め記載すること。</p> <p>(5) 初年度運転資金計画及び調達方法</p> <p>(6) 安定的な管理運営を可能とする財政基盤等 次の内容を特記してください。</p> <p>ア 施設を安定的に運営できる財政基盤の概要（人員、資産及び財政状況）</p> <p>イ 天候の影響を受けやすい施設であることから、上記の収支計画どおりに実施できなかった場合や人的・物的体制における不測の事態への対応方法</p> <p>ウ 利用者の安全対策 (緊急時の通報・避難体制及び施設災害保険加入等のリスク対応策を含む。)</p>
<p>管理運営体制 (組織の体制、 人員の体制、 雇用計画等)</p>	<p>(1) 組織図 適正な管理運営を行うための適切な人員配置、責任分担を考慮の上、作成してください。</p> <p>(2) 職員に関する事項 (1)の組織図に記載した職員について、次の事項を記載してください。ア 職員との雇用関係</p> <p>イ 勤務労働条件 (勤務時間、休日の設定等、想定する公園施設の利用時間)</p> <p>ウ 職務分担、職務内容及び勤務体制等</p> <p>エ 研修計画等人材育成の具体的方法</p> <p>(3) 地元の雇用創出に関する事項 地元への雇用創出の場の提供に関する考え方を記載してください。</p> <p>※ 指定管理者の応募に当たっては、周辺地域の雇用の確保の観点から、地域住民の雇用に最大限の配慮を求めます。</p> <p>(4) 必要な有資格者の配置等 「別紙4 管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表」に記載している有資格者を配置する必要がありますので、取得状況又は取得計画を記載してください。</p> <p>(5) 再委託に関する事項 管理業務の一部について、再委託を予定している場合は、次の事項を記載してください。</p> <p>ア 再委託を行う業務内容及び理由</p> <p>イ 再委託先又は再委託先選定方法</p> <p>(6) 利用時間及び休業に関する事項</p> <p>(7) 必要物品等の配備計画 独自に必要なと判断する物品等があれば、配備計画を記載してください。</p> <p>(8) 個人情報の保護に関する事項</p>

(3) 添付書類

ア 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

イ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書など 【「共同企業体協定書(例)(様式6)」を参考に作成す

ること】

※ 「共同企業体協定書」へは、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称、所在地、業務分担及び出資割合などの他、構成員の変動(交替, 脱退及び加入)についての項目(県及び構成員の承認が必要である旨)を記載すること。

※ 法人等の主たる事務所の所在地が広島県内でない場合、広島県内の支店又はこれに準ずる事務所の名称、場所及びその組織体制等がわかるものを付すること。

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度から3か年前までの、申請者に関する事業報告書及び収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

※ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみで足りることとします。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者(「3 申請資格」(2))に該当しないことを証する書類

【書類の例】

- ・ 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など
- ・ 広島県税、消費税及び地方消費税の未納の確認については、申請日前3か月以内に発行された広島県税、消費税及び地方消費税の納税証明書(納税義務者でない場合「未納の税額がないことの証明書」)
- ・ その他の事由の確認については、代表者からの「申立書(様式7)」など

カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る「誓約書(様式8)」

キ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類(同管理運営実績がない場合は、提出不要)

【実績を証する書類の内容の例】

(ア) 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模(面積や建物の概要等)、施設の年間集客数等

(イ) 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間

(ウ) 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	法人等であることを証する書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ① 本人の身体者障害者手帳又は療育手帳等 ② 本人の健康保険証 等

ケ 施設を管理するに当たって必要な資格等を有することを証する書類

「別紙4 管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表」に記載している必要な許可及び資格等の有無を証する書類を添付してください。(免許の写し等)

なお、上記がない場合、再委託等による当該資格等の確保の見通しについて記してください。

コ 就業規則

労働基準法第89条に基づき作成したもの(これに準じて作成したものを含む。)

(4) その他

ア 提出書類の取扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

また、提出後は、軽微な変更として広島県が認めた場合を除き、提出書類の記載内容は変更できません。

(イ) 提出書類の提出後は、軽微な変更として広島県が認めた場合を除き、提出書類の記載内容は変更できません。

(ウ) 提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、広島県は、次の必要上、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

- ① 指定管理者の指定に係る事務
- ② 指定管理者の指定後の外部への説明資料
- ③ 指定管理者の指定管理業務の目標管理のための資料

(エ) 広島県は、指定管理者に指定された申請者の提出書類又はその一部を、指定管理者との包括協定締結後、情報公開条例を遵守した上で、原則、公表できるものとします。

また、行政文書開示請求があった場合、同条例に基づき開示するものとします。

イ 応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届出書（様式任意）を提出してください。

7 審査基準等

指定管理者の候補者の選定は、手続条例第3条に規定する基準に基づき、選定委員会において定めた審査方法により、総合点数方式による採点の上、選定します。

なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点ウエイトは、施設を利用した環境学習や野外活動イベントの提案など、積極的な利用促進を図る必要があることから「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目として配点ウエイトを高く設定しています。

また、審査基準ごとの「審査の観点」及び「配点ウエイト」は、次のとおりとします。

このほか、申請者が1者のみの場合も、採点による審査を行います。

審査の観点	配点	評価方法
○利用者サービスの向上・確保 <ul style="list-style-type: none">・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の非難体制等を含む）・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	15	総合審査により5段階評価（※）
○利用促進、新たなイベント提案 <ul style="list-style-type: none">・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か・利用促進策、利用者増への取組がなされているか・広報活動等に係る内容（計画）は適当か・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか・県施策への協力等に係る考え方はどうか・特定の者等に有利な利用とならないか・施設を利用した環境学習、野外活動のイベント提案がなされているか	20	
○維持管理水準の妥当性 <ul style="list-style-type: none">・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15	
○申請者の経営状況・信頼性 <ul style="list-style-type: none">・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか・有資格者、経験者の配置状況は適切か・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か・不測の事態への対応（保険等）はどうか・財務状況は健全か	15	

○申請者の取組姿勢 ・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15	
○申請提案額 ①最低提案金額 ÷ ②申請者の提案金額 × 10 (※ 少数点第1位まで求める。少数第2位切捨て) (指定管理期間の全体額(5年間分を合算)) なお、申請者の提案額が、管理費用提案額を上回る場合は失格	10	各申請者の点数 =10×最低提案額/ 申請提案額
○申請提案額の実現性 ・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収益増への取り組み内容はどうか	10	総合審査により5段階 評価(※)
計		100

8 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、次のとおりとします。

項 目		内 容
委託事業	施設等の利用の許可	・設置管理条例第7条の規定による施設等の利用許可に関する事務等
	施設等の維持管理及び修繕	・「別紙5 牛小屋高原公園施設業務仕様書」に基づく、施設等の維持管理及び修繕に関する業務
	利用料金の收受等	・設置管理条例第7条の規定による利用料金の收受及び返還 ・設置管理条例第14条の規定による利用料金の減免に関する事務
	その他の業務	・上記の業務のほか、設置管理条例、管理規則その他法令等に基づく施設の管理業務
自主事業(※)		・施設等の設置目的に適合し、かつ集客力の増進に寄与する、指定管理者が自己の責任と費用により実施する事業
付随業務		・上記の業務に関する県との連絡調整及び協定等に基づく報告等に関する業務
個人情報保護等		・指定管理者は、広島県個人情報保護条例の適用を受け、施設の管理に当たって保有する個人情報の扱いに関しては、県と同様の責務(収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等)を負う。

※ 自主事業の実施は、あらかじめ県と協議する必要があります。

なお、事業計画書で提案された自主事業の可否については、「年度別協定書」を締結するまでに改めて県と協議する必要があります。

9 県が支払う委託料の額(管理費用基準額)等に関する事項

(1) 指定期間5年間(「11 指定期間」参照)の管理費用として県が負担する額の上限額は、次のとおりです。

なお、各年度の管理費用は、毎年度「年度別協定」において定めます。

62,875千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 指定管理者が指定期間中に利用料金の減免(設置管理条例第14条並びに管理規則第9条及び別表)を行った額については、県は予算の範囲内でその全額を補填します。

10 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用します。

(2) 利用料金の項目

オートキャンプ場，キャンプ場，ケビン，会議室及びシャワーその他の設備等
(設置管理条例第 13 条及び別表第 4)

(3) 利用料金の額

条例に定める金額(設置管理条例別表第 4)の範囲内において，指定管理者が広島県の承認を受けて決定します。

(4) 利用料金の減免は，指定管理者において行います。

11 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

ア 施設の管理運営の引継ぎについては，協定の締結後，随時行うものとします。

イ 上記指定期間より前に現在の指定管理者の受付けた指定期間以降の施設予約は，上記指定期間の指定管理者が引継ぐなど，指定管理者の変更による利用者等の不利益が発生しないよう，業務の円滑な接続へのご協力をお願いします。

ウ 指定管理者による利用許可申請の受付は，指定期間の始期以降に実施することとなります。

12 協定に関する事項

指定管理者としての指定と同時に，管理に係る細目的事項，県が支払うべき管理費用の額等を定めるため，協定書を作成し，締結します。

協定は，指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と，年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとします。

【協定の内容】

基本協定	<ul style="list-style-type: none">・業務に関する基本的な事項・指定期間・利用料金に関する事項・県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項・管理業務の実施計画に関する事項・情報公開に関する事項・管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項・事業報告・業務報告・業務点検に関する事項・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項・物品の管理に関する事項・リスクの管理・責任分担に関する事項・その他
年度別協定	<ul style="list-style-type: none">・当該年度の業務内容に関する事・当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項・その他

13 その他

(1) 指定管理者候補者として選定後，協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは，その選定を取消し，協定を締結しないことがあります。

- ・資金事情の悪化等により，事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により，指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(2) 指定期間中，広島県は指定管理者に次の事業報告等を求めます。

ア 手続条例第 4 条の規定による各年度の業務報告及び各月の利用状況等

イ アのほか、必要に応じて広島県が求める業務報告

ウ「指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン」に基づき毎年度実施する管理業務点検における次のモニタリング

(ア) 指定管理者による目標の設定

広島県との協議に基づく次年度の事業計画における数値目標の設定等

(イ) 県による施設運営状況の点検

報告の徴収，現地調査，労働法令の遵守状況等

(ウ) 利用者等からの意見等の調査

利用者等のニーズや満足度，意見等の把握と業務への反映等

(エ) 指定管理者による自己評価

エ「指定管理者制度導入県有施設点検マニュアル」に基づく点検の実施報告

(3) 上記のほか、指定管理、施設の管理運営等に必要な法規等（「1 目的」参照）を遵守する必要があります。

例 1 行政財産使用規則関係

指定管理者が施設内の県の行政財産たる土地に自動販売機を設置する場合、上記規則第3条に基づく行政財産の目的外使用許可の申請を広島県に行い、許可を受ける必要があります。

この場合、許可に伴う使用料は、指定管理者の負担となります。

2 自然公園法関係

指定管理者が自然公園区域内で工作物等の新增改築を行う場合、自然公園法第20条第3項に基づく許可申請を所管市町等に行い、許可を受ける必要があります（通常の管理行為等を除く。）。

(4) 県と指定管理者の責任分担の基本的な取り扱いについては、「別紙6 責任及びリスク分担一覧表」のとおりとします。

(5) 指定の取消し等に関する事項

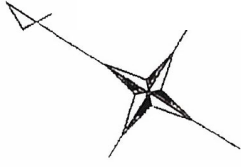
広島県は、手続条例第6条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は管理業務の停止（以下単に「取消し等」という。）を命じることができます。（指定管理者が事業協同組合である場合には、当該事業協同組合に対する処分以外に、組合員に対しても同様の管理業務の停止を行うことができます。また、当該処分の責めを負うべき組合員が属する他の事業協同組合及び組合員についても同様とします。）

(6) 指定期間の短縮に関する事項

県の事情により、「11 指定期間」を短縮する場合があります。この場合において、指定管理者に損害が生じる場合の対応については、県と指定管理者双方が誠意をもって協議の上決定します。

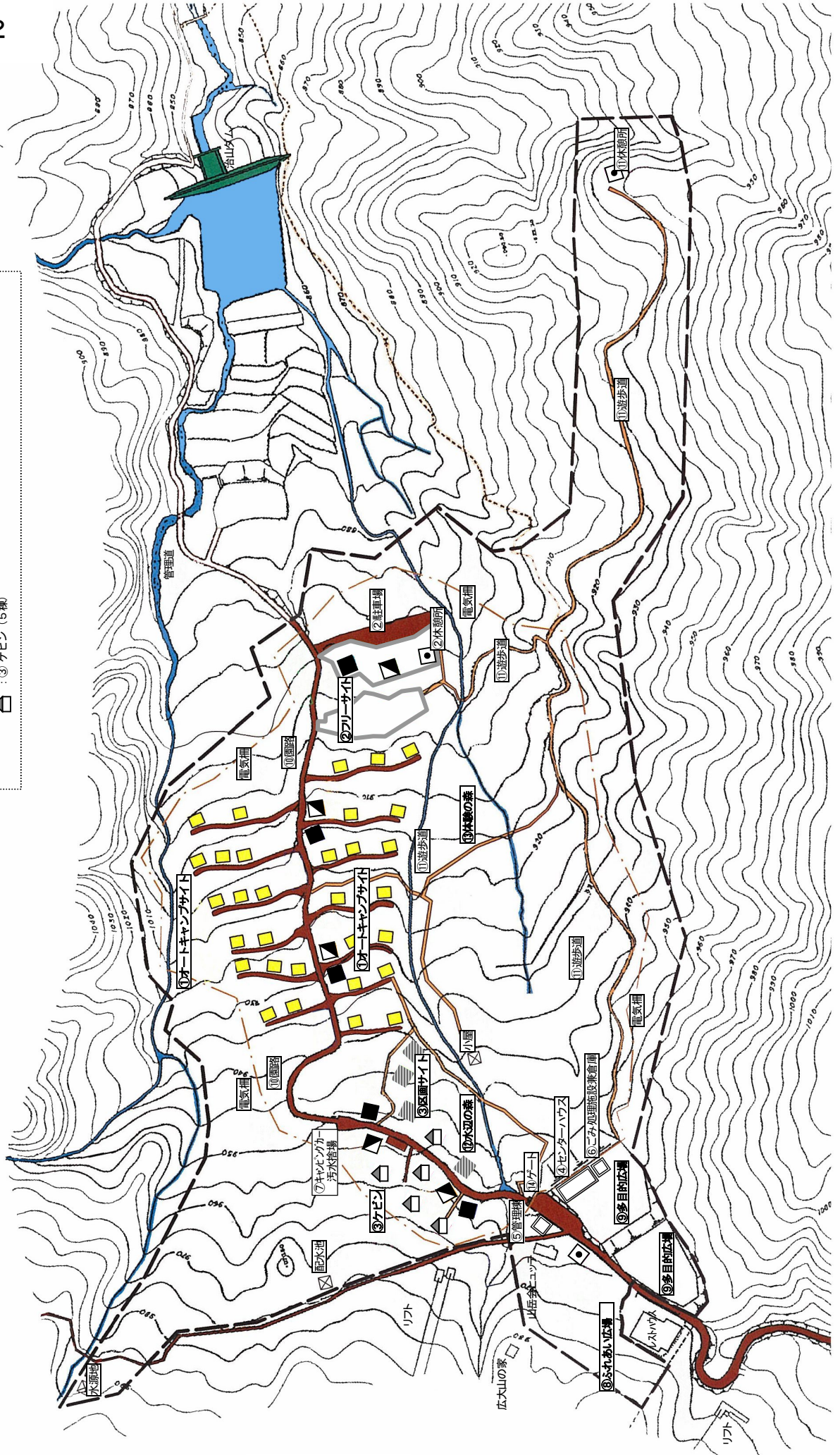
施設等一覧

区分	番号	施設名	数量	規格	
野 営 施 設	1	オートキャンプ サイト施設	サイト	31区画	駐車場シングル30区画（うち電源付きサイト11区画） 駐車場ツイン1区画
			公衆便所	2棟	木造水洗 31.10㎡
			炊事棟	2棟	木造 36.12㎡
	2	フリーサイト （多目的広場） 施設	サイト	2区画	集団サイト1：1,040㎡ 集団サイト2：612㎡
			公衆便所	1棟	木造水洗 31.10㎡
			炊事棟	1棟	木造 36.12㎡
			駐車場	23台分	アスファルト舗装
			休憩所	1棟	木造 12.96㎡
	3	ケビン・区画サ イト （テントデッ キ）施設	ケビン	5棟	木造（ログハウス，ロフト付） 21.24㎡
			区画サイト（テントデッキ）	4区画	木製テントデッキ
			公衆便所	2棟	鉄筋コンクリート造水洗 31.00㎡
			炊事棟	2棟	木造 34.20㎡
管 理 施 設	4	キャンプセンター（センターハウス）	1棟	木造平屋 255.62㎡ （会議室，管理室，水洗便所，倉庫， シャワー室（男女別各3基，コイン式））	
	5	管理棟	1棟	木造平屋 73.70㎡ （管理室，休憩室，水洗便所，倉庫）	
付 帯 施 設	6	ごみ処理施設兼倉庫	1棟	木造（ログハウス） 30㎡ 生ゴミ処理機，軽トラック車庫	
	7	キャンピングカー汚水捨場	1ヶ所	1台分	
	8	ふれあい広場	1ヶ所	芝張5,615㎡	
	9	多目的広場	1ヶ所	アスファルト舗装 6,400㎡	
	10	車道（アスファルト舗装）	主園路	754m	幅員5.0m
			園路（オートキャンプサイト進入路）	880m	幅員3.0m，13路線
	11	林間歩道（遊歩道）	歩道	1,605m	幅員1.5m，5路線 （うちウッドチップ舗装235m）
			木橋	2基	6m
			休憩所	1棟	木造 7.29㎡
	12	水辺の森		木製親水護岸98m	
	13	体験の森			
	14	入口ゲート	1式	木製	
	給水設備	水源池	1式	取水槽，濾過装置，貯水槽	
		滅菌装置	1式	小屋，塩素滅菌機	
給水管		1式	地下埋設（止水栓，バルブ，消火栓含）		
排水設備	下水道ポンプ	1式	5ヶ所×2基（操作盤含）		
	排水管	1式	地下埋設（マンホール含）		
電気設備	照明灯	1式	フットライト，照明灯，ハイブリッド照明灯		
	電気ケーブル	1式	地下埋設（ハンドホール，分電盤含）		
その他	標識	1式	木製		
	クマ侵入防止柵	1式	電気柵		

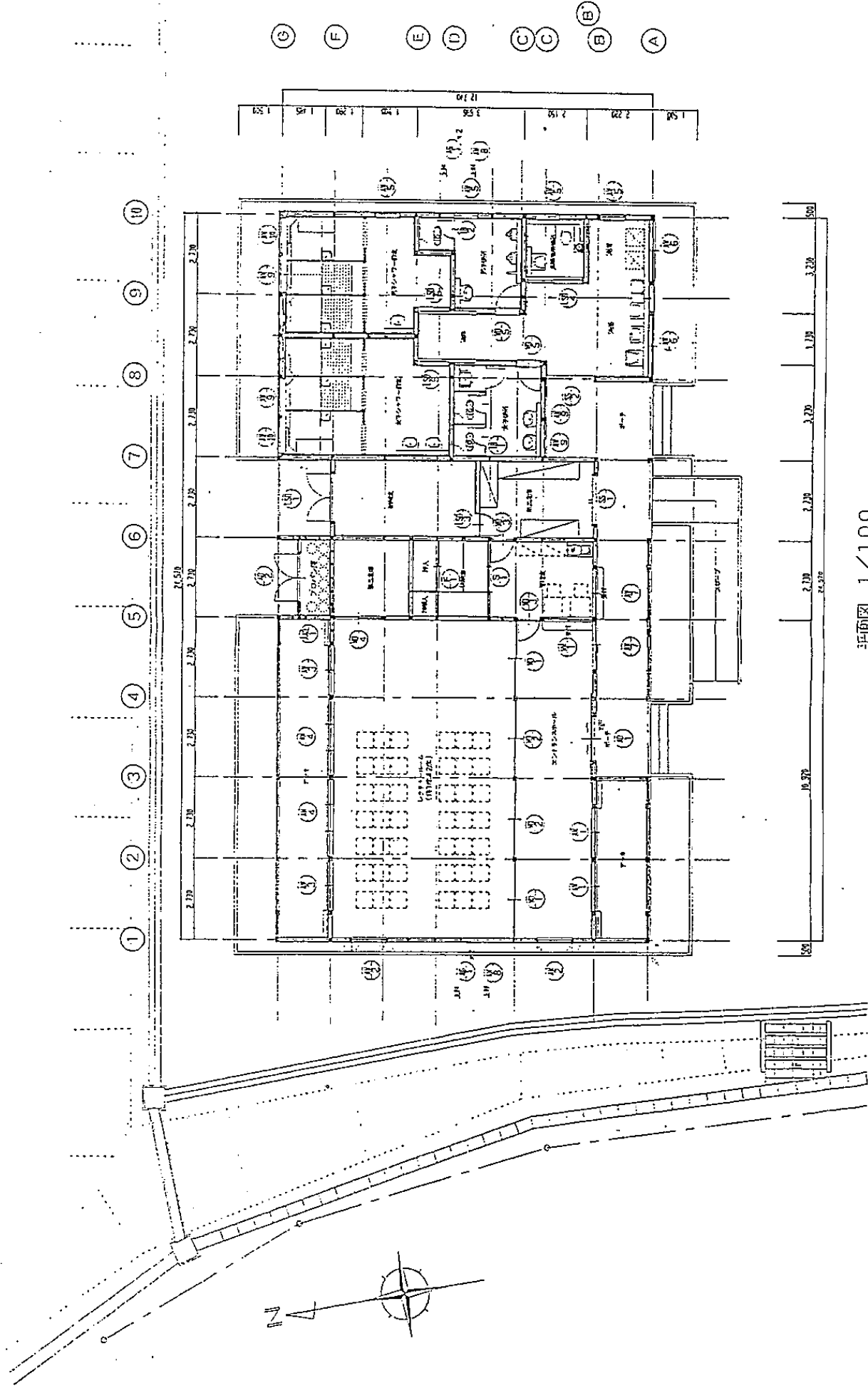


別紙2-2 キャンプ場区域平面図

- 凡 例
- : キャンプ場区域 (A=23.8ha)
 - : 公衆トイレ (5棟)
 - ▲ : 炊事棟 (5棟)
 - : 休憩所 (2棟)
 - ① : ① オートキャンプサイト (31区画)
 - ② : ② フリーサイト (2区画)
 - ③ : ③ 区画サイト (木製テントデッキ: 4区画)
 - ④ : ④ ケビン (5棟)



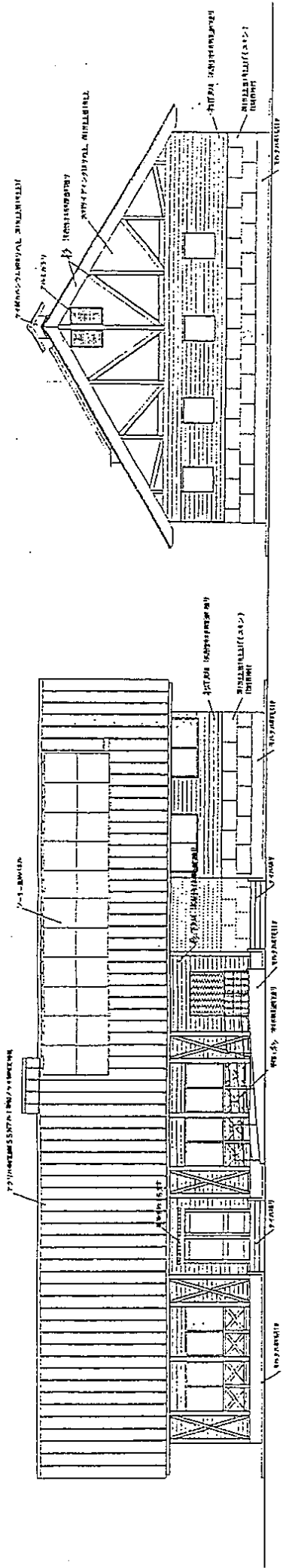
別紙 3 キャンプセンター (センターハウス) 平面図



平面図 1/100

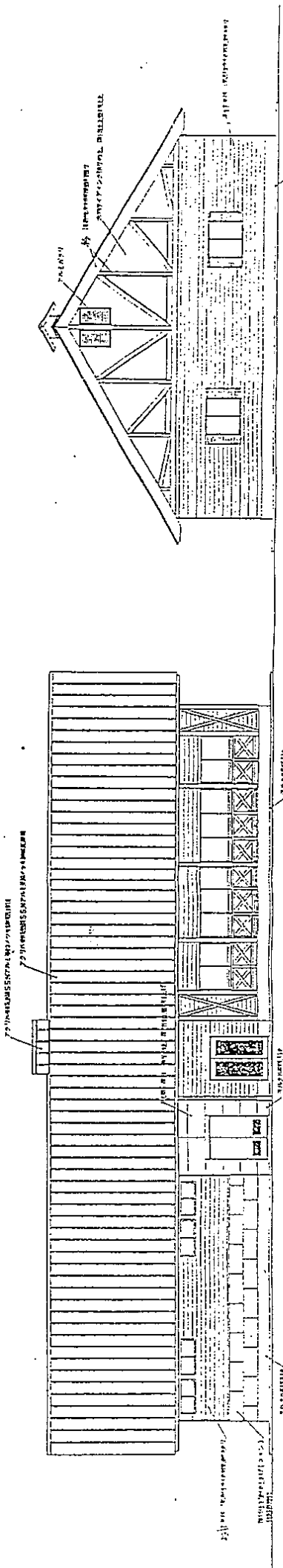
広島県土木建築部市局営繕課				計画・設計事務所名 株式会社 (株) 号 建築士 (計) 号				完成 出図 既 施 工 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日				図面内容・種別 平面図		縮尺 1/100		図番 A 11	
---------------	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------------	--	--	--	----------------	--	-------------	--	---------------	--

別紙3 キャンプセンター(センターハウス) 立面図



正面立面図

側面立面図



背面立面図

北面立面図

広島県土木建築部都市局 営繕課

設計者 株式会社 〇〇〇〇
 監理者 〇〇〇〇
 建築士 〇〇〇〇

年月日
 年 月 日

小規模営繕町営センターハウス建築工事

図面番号 A
 1/100
 立面図
 12

別紙 4

管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表

1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内 容	根拠法令等	備考
旅館業の経営の許可	宿泊施設（ケビン等）の管理運営	旅館業法（昭和23年法律第138号）	

2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
	該当なし		

3 管理運営のために必要な法定業務

業務の名称	内 容	根拠法令等	備考
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法（昭和47年法律第117号）	
清掃業務	別紙5 5(1)に掲げる業務	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）	

別添 1

牛小屋高原公園施設 業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、牛小屋高原公園施設（以下「公園施設」という。）の管理を行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 公園施設

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 施設 | 別紙 1 施設等一覧参照 |
| (2) 位置 | 別紙 2 位置図参照 |
| (3) 施設の構造 | |
| ア キャンプセンター（センターハウス） | 別紙 3-1 参照 |
| イ キャンプ場区域 | 別紙 3-2 参照 |

3 基本的な考え方

指定管理者は、公園施設を管理・運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) この公園施設は、すぐれた自然環境にある自然を保護するとともに、その利用増進を図り、もって県民の保健、休養及び教化に資するため設置された自然公園施設であり、その設置理念に基づき、施設を有効に機能させるとともに、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うことし、特定の団体又はグループに対して、有利又は不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 効果的かつ効率的な管理運営を行うとともに、環境負荷の低減と施設の保全に努め、経費の縮減に努めること。
- (4) 地域住民や利用者の意見、要望等を把握し、管理運営に反映するよう努めること。
- (5) 災害時、緊急時に備えた危機管理の徹底を図ること。
- (6) その他、個人情報等の保護等、関係法規の遵守に努めること。

4 管理運営業務

(1) 利用案内・利用補助業務

ア 窓口業務において、来園者からの問合せ等に対し、適切にわかりやすく説明するほか、施設の利用方法、禁止行為及び利用制限等について十分説明すること。

イ 施設及び用具等の利用補助

利用者が適切・安全に施設を利用できるよう、道具・備品の出し入れ等の利用に際し、必要となる

補助を行うこと。

(2) 利用許可業務

利用の申込みを受けたときは、利用を拒否する要件に該当する場合又は施設等に余裕のないときのほかは、利用を許可し、利用申込者の円滑な使用に供すること。

(3) 利用料金減免手続き業務

利用料金減免申請があった場合、内容を確認の上、利用料金の減免承認を行うこと。

(4) 利用料金の収受業務

利用料金は、原則として窓口で現金等により収受し、速やかに領収書を発行すること。

(5) 物品運営と利用

ア 物品は、常に良好な状態で保管し、快適に利用しうる状態をもって運営すること。

イ 物品の貸出に当たっては、次の事項について留意すること。

(ア) 用具の貸出は、利用申込書を確認のうえ行い、返還を受けたときは、利用申込書又は領収書により確認すること。

(イ) 貸出した用具を受領したときは、数量及び品質の状態を検査すること。

(ウ) 用具の貸出及び返還のあったときは、その都度整理し、在庫及び使用の状況を明らかにすること。

(6) 利用促進業務

公園施設の利用者の増加、満足度を高めるため、公園施設の魅力を高めるための事業実施やイベントなどの自主事業の推進を図ること。

また、ボランティア等の参画を得て、公園施設の利用の活性化を図ること。

5 施設等の維持管理

(1) 清掃業務

日常及び定期的清掃により、施設の美化維持と良好な環境衛生に努めるとともに、労働安全衛生規則を遵守し、清掃業務基準を定めて実施すること。

なお、上記清掃業務基準は、次の基準と同等又はこれを上回る基準とすること。

ア キャンプセンター(センターハウス)

利用者のあるとき、毎日清掃するほか、月1回は綿密な清掃を行う。

イ オートキャンプサイト、フリーサイト及びケビン・区画サイト

便所(5棟)については、週2回以上巡回し、必要に応じて清掃を行う。ただし、最盛期には、毎日綿密な清掃を行うこと。

ウ 管理棟、ふれあい広場、多目的広場、車道、林間歩道及びこれらの周辺地区

年1回以上、必要に応じて清掃を行う。

また、利用により生じたゴミ及び清掃により生じたゴミは、毎日必要に応じてゴミ集積場にて分別

すること。なお、これらのゴミの処理の方法は、資源の再生化を含め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規に準じて適切に処理すること。

(2) 施設保守管理業務

ア 留意事項

(ア) 安全面、衛生面及び機能面が確保されるよう各施設を適切に管理すること。

(イ) 日常及び定期的な施設の点検と補修修繕等の保守管理を適切に行うこと。

なお、その実施にあつては関係法規等(点検については点検マニュアルを含む。)に基づき行うこと。

(ウ) 小規模な補修を行う場合でも、来園者等の安全確保に努めること。

(エ) 設備の故障等を想定し、これに迅速に対応できる体制及び当該発生時の県への連絡ルートを確保すること。

イ 法定資格者

別紙4に掲げる資格者の配置を要する。ただし、設備機器等の状況により資格を必要としない場合を除く。

なお、施設保守管理業務の一部の第三者への委託を可とする旨を募集要項本文12の協定書に規定する予定であり、上記資格者は指定管理者の職員以外の者とすることができる。

(3) 緑地管理業務

来園者の公園施設の利便性と安全性を確保しつつ、施肥、剪定、刈り込み及び草刈り等の必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。

ア 芝生管理

ふれあい広場の芝生については、年3回以上刈り込みを行い、適宜補植等を行い、適切に行う。

イ 林間歩道・管理道沿いの草刈り

林間歩道、管理道沿いなどにおいては、年2回以上の草刈りを行い、必要に応じて所定の場所に集積し、適正に処分するとともに、美観の維持に努める。

(4) 物品管理業務

管理業務に必要な備品等の県有物品については、指定管理者が使用するものとする。この場合、指定管理者は、善良な管理者の注意をもって管理を行う。

ア キャンプ用具について、利用終了後洗浄を必要とするものは、洗浄して十分乾燥して保管すること。

イ 機動力(車両)については、法定の点検整備等を行い、使用にあたっては、常に安全運転に留意すること。

ウ 当該県有物品の一覧は、募集要項本文12の協定書に規定する予定である。

6 その他

(1) 利用者の安全管理

ア 利用者の安全確保

非常事態の際の避難方法を利用者に周知するとともに、万一、当該非常事態が生じた場合、通報及び誘導等の必要な対応を行うこと。

イ 利用者の救護

(ア) 救急薬を常備し、傷病のための手当での必要な利用者の使用に供すること。

(イ) 近隣の病院等医療関係者と連携し、不時の救急体制を常時確保すること。

(ウ) 万一、人身に係る重大な事故が発生したときは、直ちに適正な措置を講ずること。

ウ 県への連絡

ア又はイに該当する事態の発生時を想定し、県の開庁非以外の日を含めた緊急連絡方法を定め、万一、当該事態が発生した場合は、速やかにこれによる連絡を行うこと。

(2) 帳簿等の整理等

関係法規等に基づき各種帳簿を整え、記録を行うとともに、所定の期間これを保管すること。

(3) 広島県と指定管理者との負担区分

別紙6のとおり

(4) 施設点検の実施

「指定管理者制度導入県有施設点検マニュアル」に基づく点検を実施し、県に報告すること。

責任及びリスク分担一覧表

凡例 甲：広島県 乙：指定管理者

責任・リスク区分		責任・リスクの内容		負担者		備考	
				甲	乙		
共通事項	不可抗力によるリスク	甲又は乙の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）		施設等の復旧	○		
				応急措置 施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	注 1
	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの 関係条例等の整備	○		
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	注 2
				上記以外		○	
	許認可取得リスク	許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
				上記以外		○	
	税制度リスク	税制度リスク	税制度の新設・変更に伴うもの	指定管理者制度、設管条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	△	○	注 3
				法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）		○	
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	注 4
	環境問題リスク	環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に伴うもの	○		
施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの					○		
		上記以外	△	○	注 5		
上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク	甲の責めによるもの（甲の債務不履行、施設の廃止等）			○			
	乙の責めによるもの（事業放棄・破綻等）				○		
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○			
			運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○		
	支払遅延・不能リスク	甲の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの		○			
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	甲による新たな施設整備に伴うもの	○			
			上記以外		○		
	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの		○			
	維持管理水準リスク	提供サービス水準の維持			○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	甲の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○			
			上記以外（物価・金利の変動等）		○		
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの（甲の責めによるものを除く）		△	○	注 5	
		劣化によるもの（置替え、電球交換等）			○		
	物品更新リスク	物品の更新	甲の設置した備品	○	△	注 6	
甲の設置した消耗品				○			
上記以外				○			
修繕費リスク	大規模修繕	乙の管理瑕疵によらないもの	○	△	注 7		
		1件100万円以上で、乙の管理瑕疵によらないもの	○	△			
	小破修繕	上記以外		○			
休業リスク	甲が実施する施設改修等に伴う損失補償（休業補償）		○				
その他業務	利用者リスク	利用者とのトラブル等			○		
	事故リスク	利用者の交通事故及び食中毒等	甲の施設等の設置瑕疵に係るもの	○			
			上記以外		○		
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○	注 8	
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○		
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○		
備考	この表中のリスク負担について疑義が生じた場合又は表中に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議するものとする。						

注1 新型コロナウイルス感染症による影響については、協議事項とし、管理費用が通常の施設管理を明らかに超える場合には県が負担。
 2 基本的には甲が負担するが、乙の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、乙が行うものとする。
 3 基本的には乙が負担するが、利用料金の見直し等を伴う場合は、甲が対応する。
 4 基本的には乙が対応するが、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。
 5 基本的には乙が対応するが、建物の火災保険の加入は甲が行う。
 6 基本的には甲の負担とするが、乙の負担による更新も認める（甲が設置した備品を更新する場合、更新する物品が県の定める基準により、消耗品扱いとなる場合は、乙の負担となる）。
 7 基本的には甲の負担とするが、乙の負担による修繕も認める。
 8 乙は、施設賠償責任保険をはじめ各種保険の加入等の対策を行うこと。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

次のとおり参加を申し込みます。

1 対象施設名

牛小屋高原公園施設

2 担当者氏名等

(1) 担当者氏名

(2) 連絡先

電話番号：_____

電子メール：_____

3 参加者

役職名	氏名	備考

様式2

募集要項に対する質問票

令和 年 月 日

広島県環境県民局自然環境課長 様

所在地
名 称

	担当者氏名	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	電子メール	

1 対象施設

牛小屋高原公園施設

2 質問事項

募集要項の 該当項目等	質問内容

※ 質問項目等が多い場合は、本様式を適宜複写して利用してください。

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所
の所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり牛小屋高原公園施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款，寄附行為その他これに準ずる書類
- 3 法人にあつては，登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書，収支計算書，貸借対照表，財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

注 用紙の大きさは，日本産業規格A列4とすること。

指定期間内の各年度の収支計画

施設名：牛小屋高原公園施設

【収入の部】

(単位：千円)

区 分	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画	令和9年度計画	計	標準的収支モデル
利用料金収入見込							1,781
県委託料要求額							12,575
その他の収入見込							1,938
内 物販収入等							1,799
内 減免補填要求額							139
収入合計 (A)							16,294

【支出の部】

区 分	令和5年度計画	令和6年度計画	令和7年度計画	令和8年度計画	令和9年度計画	計	標準的収支モデル
人件費							2,057
内 常勤職員							1,543
内 臨時職員							514
内 その他							
光熱水費							12,097
内 電気							1,382
内 ガス							
内 上水道使用料							
内 下水道使用料							10,715
内 その他							
設備等保守点検費							577
内 消防設備							
内 電気設備							
内 水道設備							357
内 エレベーター							
内 衛生設備							220
清掃・警備等							
内 清掃委託							
内 植栽委託							
内 駐車場							
内 警備委託							
施設維持修繕費							524
内 施設等修繕費							524
事務局費							253
内 印刷製本費							64
内 通信費							137
内 保険料							52
その他							786
内 物販費用							786
支出合計 (B)							16,294
収支(A)-(B)							0

初年度運転資金

- ※ 次の数値の積算資料を添付してください。 ①利用料金収入見込 ②その他の収入見込（物販収入のみ） ③支出の各項目
 なお、減免補填額については、特段の環境変化が見込めなければ、標準的収支モデルを用いて推計することを妨げません。
- ※ 初年度運転資金の根拠資料及び調達方法を添付してください。

様式 6

共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は「牛小屋高原公園施設」（以下「当該施設」という。）の管理を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、当該施設を管理する指定期間の満了後3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地	_____
名 称	_____
所在地	_____
名 称	_____
所在地	_____
名 称	_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、当該施設の管理に関し、当企業体を代表して広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費用等の請求及び受領する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、当該施設の管理に関し、連帯して責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第9条 本協定に基づく権利義務は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、他人に譲渡することはできない。

（共同企業体締結後における構成員の脱退に対する措置）

第10条 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、広島県の承認があるときは残存構成員が当該施設を管理するものとする。

3 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同企業体とし、この協定書の関係規程を適用する。

(共同企業体締結後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第11条 構成員のうちいずれかが共同企業体締結後において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第3項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ広島県の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

(構成員の加入)

第12条 前2条の規定による構成員の脱退、破産又は解散により構成員が欠けた場合において、広島県の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

(解散後の連帯責任)

第13条 当企業体が解散した後においても、当該施設の管理につき瑕疵があったとき、その他県に対する損害賠償義務を負担するときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第14条 この協定書に定めのない事項においては、各構成員が協議して定めるものとする。

〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり、「広島県立もみのき森林公園の指定管理者指定申請」に係る共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自持参するとともに1通を広島県に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称〇〇〇〇〇〇〇〇〇共同企業体

名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

委 任 状

共同企業体の名称 ○○○○○共同企業体

受任者

共同企業体代表者 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当該共同企業体と広島県との間における次の事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 管理に関する基本協定及び年度別協定の締結の件
- (2) 管理費用等の請求及び受領に関する件
- (3) 管理費用等の返還に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他協定履行に関する件

2 委任期間

令和○○年○○月○○日から当該施設を管理する指定期間の満了後3カ月を経過する日まで

委任者

共同企業体構成員 所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

所在地 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ 印

申 立 書

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名

牛小屋高原公園施設の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 物品調達及び 委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外 要領 及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外 措置を受けている者
- 5 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 5 年を経過しない者
- 6 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 7 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 8 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

- ・上記 1, 2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。
- ・過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人、個人にあつては
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名

指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン

H19.12 行政管理室
H25.4 一部改正
H27.8 一部改正
H31.4 一部改正
R3.4 一部改正
R4.4 一部改正

1 趣 旨

指定管理者制度導入施設における施設の適正な管理運営の確保と、サービス水準の維持向上を図るため、業務点検に係るガイドラインを策定する。

2 評価の実施

- ・ 施設所管部局は、次の3に掲げる「モニタリング」を踏まえ、当該年度における指定管理者の業務実施状況等について、評価（様式は別紙1「管理運営状況報告」）を行い、総務局財産管理課に提出する。
- ・ 施設所管部局は、施設の管理運営の維持向上に資するよう指定管理者に評価の結果を伝達する。なお、施設に求められるサービス水準を満たしていないと認める場合は、総務局財産管理課と連携し、指定管理者に対し業務改善のための指示等を行う。
- ・ 総務局財産管理課は、施設所管部局から提出された評価を総括し、指定管理者制度の効果等を検証し、制度を適切に見直す。

(1) 分析・評価結果の記載

- ・ 管理運営状況報告の作成にあたっては、施設利用率等の変動（増・減）に係る要因分析・評価を実施し、評価結果や改善策等について、別紙1「8 今後の方向性（課題と対応）」の欄に記載する。
- ・ 業務の一部直営化や利用料金制度の導入など、大幅な業務運営の変更を行った場合は見直しの視点や効果検証の結果を、別紙1「7 管理運営状況」の欄に記載する。

(2) 管理経費の記載

- ・ 施設の管理収支の記載にあたっては、委託料における事業収支均衡となる報告ではなく、県からの委託料や利用料金による収入と、実際の施設の管理に要する支出について、収支を明確に記載する。

3 モニタリング

(1) 指定管理者による目標の設定

- ・ 指定管理者は施設所管部局と協議のもと、次年度の事業計画において目標（可能な限り数値化）を設定するとともに、適宜、進捗状況をチェックし、サービスの維持向上のための課題把握と対応策の確立・実施に努める。
- ・ 目標の設定にあたっては、直近の目標達成状況等を踏まえ、施設に応じた適切な目標値となるよう、適宜見直しを図る。

(2) 県による施設運営状況の点検

① 報告の徴収

- 施設所管部局は、年度報告書のほか、指定管理者から次に掲げる報告を受け、業務実施状況を適宜把握・監視し、必要に応じ、業務改善のための指導等を行う。

項目 (報告期限)	報告内容							
	業務実績	利用実績	利用料金収入実績、収支状況	改善すべき業務	利用者ニーズ・満足度等の状況	計画の進捗度、課題と対応策	利用者等からの意見苦情トラブル	設備等の破損故障、人身事故等
日報 (当日中) ※必要に応じ徴収							○	○
月報 (翌月10日まで)	○	○	○(※1)					
随時報告 (別途指定)	報告内容は、随時決定する							
年度報告書 (年度終了後60日以内)	○	○	○	○	○	○		

※1 利用料金収入(見込み)のみとする。

② 現地調査

- 施設所管部局は、定期及び随時の現地調査を実施し、履行状況等(※)を現場で点検するとともに、必要に応じ、業務改善のための指導等を行う。
- 施設所管部局は、事業計画に基づき、安定的な運営に必要な人的体制や経済的な基礎が整備されているか、また、適法な労働条件が確保されているか確認するため、職員の配置状況、労働環境及び指定管理者の財務状況について確認を行う。

※履行状況等：業務実施状況、計画の進捗度、労働環境、財務状況、課題と対応方針 等

③ 労働法令の遵守

- 協定書や募集要項等に、労働基準法、労働関連法令及び当該施設の管理運営上必要な法令を明記するとともに、現地調査において、**別紙2**労働条件チェックシートで労働条件を確認し、改善すべき点がある場合には、速やかに指導等を行う。

④ その他

- 利用状況の低迷や利用者からの苦情の続発など、施設の管理運営に問題があると思慮する場合、利用者意見の調査や現地調査などにより、サービス水準を点検し、指定管理者に対し、業務改善のための指示等を行う。

(3) 利用者等からの意見等の調査

- 指定管理者は、アンケート調査などにより利用者等のニーズや満足度、意見等を把握し、適切に業務に反映させる。

(4) 指定管理者による自己評価

- 指定管理者は年度終了後60日以内に自己評価を行い、施設所管部局へ報告する。
- ※ 自己評価の方法・報告期日等は、施設所管部局と指定管理者が協議し決定する。

(5) モニタリング方法等の決定

- モニタリングの内容・方法等については、施設の性質や指定管理者の意見等を踏まえた上で、上記(1)～(4)に即し、施設所管部局において最終的に決定する。

令和 年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について

〇〇〇〇課

1 施設の概要等

施設名			
所在地			
設置目的			
施設・設備			
指定管理者	期目	H.～H.	
	期目	H.～H.	
	期目	R.～R.	

2 施設利用状況

利用状況	年度		目標値 [事業計画]	入場者数	対前年度増減	対目標値増減 (達成率)
	期	～				
増減理由	期平均	～				
	期平均	～				
	(導入前)		—		—	—
○						
○						

3 利用者ニーズの把握と対応

調査実施内容	【実施方法】	【対象・人数】
	【主な意見】	【その対応状況】

4 県の業務点検等の状況

項目		実績	備考
報告書	年度		
	月報		
	日報 (必要随時)		
管理運営会議 (回・現地)	【特記事項等】 ・ ・		
現地調査 (月, 月に実施)	【指定管理者の意見】 ・ ・ 【県の対応】 ・ ・		

5 県委託料の状況

(単位：千円)

県委託料 (決算額)	年度		金額	対前年度増減	料金 収入 (決算額)	年度		金額	対前年度増減
	期					期			
	期平均 ~					期平均 ~			
	期平均 ~					期平均 ~			
	(導入前)					(導入前)			

6 管理経費の状況

(単位：千円)

項 目		R 決算額	R 決算額	前年度差	主な増減理由等	
委託事業	収入	県委託料				
		料金収入			利用料金制(※1)	
		その他収入				
		計(A)				
	支出	人件費				
		光熱水費				
		設備等保守点検費				
		清掃・警備費等				
		施設維持修繕費				
		事務局費				
その他						
計(B)						
収支① (A-B)						
自主事業 (※2)	収入(C)					
	支出(D)					
	収支② (C-D)					
合計収支(①+②)						

※1 利用料金制：公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度。

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

※2 自主事業：指定管理者が自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

7 管理運営状況

項目		指定管理者 (事業計画, 主な取組, 新たな取組など)	県の評価
施設の 効用発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の設置目的に沿った業務実績 ○業務の実施による, 県民サービスの向上 ○業務の実施による, 施設の利用促進 ○施設の維持管理 		
管理の 人的物的 基礎	<ul style="list-style-type: none"> ○組織体制の見直し ○効率的な業務運営 ○収支の適正 		
総括			

8 今後の方向性 (課題と対応)

項目	指定管理者	県
短期的な対応 (令和 年度)	○ ○	○ ○
中期的な対応	○ ○	○ ○

労働条件チェックシート

別紙2

(調査者)

施設名			所属	
指定管理者名			職氏名	
職員数	正規:()名	パート:()名	調査日	
評価項目	評価の視点		確認した帳票	評価
職員の配置体制	○施設を管理するために必要な職員配置がなされているか(有資格者の配置, 正規・臨時・常勤・非常勤の状況など)。			A B C
労働時間	○時間管理や残業時間の集計方法は適切か。 ○休暇・休日の状況は適切か。			A B C
給与計算・支払状況	○賃金控除の労使協定が行われているか。 ○最低賃金を上回るものになっているか。 ○支払遅延はないか。			A B C
各種保険の手続き	○労働保険や社会保険に加入しているか。 ○手続きの時期が適切か。			A B C
法定帳簿等の整備	○労働者名簿, 賃金台帳, 出勤簿, 労働条件通知書等が整備されているか。			A B C
◆評価の目安 : A・・・適正 B・・・改善すべき点がある(協定違反あり) C・・・早急に改善すべき点がある(法令違反あり)				

指定管理者制度導入県有施設点検マニュアル

自 然 環 境 課

1 目的

このマニュアルは、指定管理者制度導入県有施設において、利用者の事故やけがを未然に防止し、安全を確保することを目的として、指定管理者が行う基準となる点検の方法や頻度等を示したものである。

2 適用範囲

指定管理者が管理を行う施設とする。

3 点検に当たっての基本的視点

- (1) 施設には必ず管理責任があるという認識を持つ。
- (2) 利用者の行動（歩く、休む、見るなど）の視点に立つ。
- (3) 利用者に危険を及ぼす可能性のある要素（別紙1参照）を想定する。

4 点検の内容

- (1) 点検は、巡回時に施設の外観を目視等により異常の有無を確認する「日常点検」と、定期的に施設の異常等の有無を調べるために行う「定期点検」の2種類とする。
- (2) 日常点検は、原則1日2回（開園前、閉園前）、施設内の主要ルート及び主要建物等を巡回する際に目視等によって行う。
- (3) 定期点検は、指定管理者が任意に期間を定めて行う自主点検と法定点検とし、定期点検の方法は、別紙2を基準に、自然環境課と協議の上、指定管理者が施設区分毎に定める。

なお、自主点検は次の方法で行う。

① 目 視

目で見ることによる最も容易かつ簡単な方法で、錆、腐食、亀裂・破損、変形、汚れ等を発見する基本的な点検。

② 触 診

手で触ったり、ゆすったりすることによるぐらつきや劣化等の隠れた危険を発見する応用的な点検。

③ 聴 診

耳で聴くことによる異常の有無を判定するもので、ブランコやシーソー等のキシミ音によるベアリングの摩耗等を発見する構造機能的な点検。

④ 打 診

外部から叩くことによる内部の腐食等を調べるもので、支柱等の劣化や亀裂等を発見する推測的な点検。

- (4) 定期点検のうち自主点検の頻度は、施設の材料、利用状況、危険度等によって、別紙2を基準に、自然環境課と協議の上、当該年度の事業計画と併せて年間点検計画（別紙3（様式例））を施設区分毎

に定め、その内容を県に提出する。

- (5) 指定管理者は、年間計画を立てて、定期点検を実施する。
- (6) 定期点検のうち自主点検に当たって指定管理者は、施設点検記録票（別紙3（様式例））を作成・保存する。
- (7) 構造物については、施設毎に番号をつけ、全体の位置図を作成し、定期点検がスムーズにできるようにする。
- (8) 応急処置が必要となる場合が想定されるため、ひもやロープ等の締切り用具等を備えて点検を実施する。
- (9) 建物内や構造物以外のものについて、危険要素等を発見した場合、位置を図面上へ記入する。
- (10) 大雨、台風等異常気象、地震等については、各指定管理者が独自で定めている、異常気象対応マニュアル等によって行う。

5 危険要素を発見した場合の措置

- (1) 危険要素を発見した場合は、その場で対応できるものについては、措置を講じ危険を回避する。
- (2) 点検者で対応ができないものについては、必要に応じて立入禁止措置の応急措置を講じ、修繕・撤去・改修等の判断については、農林水産事務所（農林事業所）又は自然環境課と協議をした上で対応する。

6 点検状況の報告及び確認

指定管理者は、県に対して点検結果を実施した日から2週間以内までに、農林水産事務所（農林事業所）を経由して自然環境課に報告する。

また、自然環境課は少なくとも年1回、現地において指定管理者の点検状況を確認するとともに、必要に応じて業務改善のための指導及び助言を行う。

付 則

（運用期日）

このマニュアルは、平成24年5月15日から運用する。

（運用期日）

このマニュアルは、平成25年4月1日から運用する。

（運用期日）

このマニュアルは、平成30年4月1日から運用する。

想定される危険要素

施設等区分		想定される危険要素	備考
建物内	ドア	挟まり、動作不良	
	床	滑り、めくれによる躓き等	
	窓	ひび割れ、割れ、落下、衝突等	
	階段	滑り止め等の損傷・劣化による転落等	
	高齢者・障害者用設備	損傷・劣化による転倒等	
	椅子・机	劣化による落下等、衛生面等	
構造物	テントサイト・テントブレース	腐朽による突抜け、突刺さり等	
	炊事場・野外炉	劣化による倒壊等	
	ファイヤーサークル	劣化による倒壊等	
	野外卓	腐朽による突抜け、突刺さり等	
	休憩所・あずまや	劣化による倒壊・屋根の崩れによる衝突等	
	野外ステージ	劣化による倒壊・屋根の崩れによる衝突等	
	グラウンド、運動場	陥没等による転落、転石等による躓き、ぬかるみによる滑り等	
	テニスコート	クボミ等による転倒、雨水による滑り等	
	サイクリングロード	舗装劣化による陥没等、誘導・区分表示（白線等）の不備・腐食	
	ロープ塔	劣化による倒壊・転落等	
	展望台等	劣化による倒壊・屋根の崩れによる衝突等	
	バーコーラ	劣化による倒壊・転落、突刺さり等	
	木橋	腐朽による突抜け・落下	
	木柵	劣化による倒壊・転落、突刺さり等	
	木製ベンチ	腐朽による突抜け、突刺さり等	
	見本林、展示林、庭園等	陥没等による転落、転石等による躓き、ぬかるみによる滑り等	
	駐車場	舗装劣化による陥没等、誘導・区分表示（白線等）の不備・腐食	
	管理道	舗装劣化による陥没等	
	園路・遊歩道	陥没等による転落、転石等による躓き、ぬかるみによる滑り等	
	案内板・誘導標等	劣化による倒壊による衝突等	
	擬木柵(コンクリート製)	劣化による倒壊・転落等	
	橋(コンクリート製)	劣化による滑落等	
	ベンチ(コンクリート製)	劣化による倒壊等	
	門扉(金属製)	劣化による倒壊・転落、突刺さり等	
照明施設	劣化による倒壊・転落等		
池・貯水池等	転落等		
構造物以外	遊歩道(自然路)	陥没等による転落、転石等による躓き、ぬかるみによる滑り等	
	法肩	死角による転落、崩れによる転落	
	落石・土砂崩れ	落石の衝突、土砂崩れによる被災	
	倒木・かかり木	衝突・突き刺さり等	
	枯損木	倒壊による衝突等	
	枯損枝等	落下による衝突等	
	下枝	顔・目などへの突き刺さり等	
	根による盛り上り	躓きによる転倒等	
	伐木の残材等	滑落等による衝突	
	猪害による地盤掘起し	躓きによる転倒等	
	蜂	攻撃による怪我等	

点検の方法及び頻度

種 類	施 設 区 分		点検方法	点検頻度
日常点検	主要ルート及び主要建物		巡回での目視等	原則 2 回／日
定期点検	主要建築施設	管理センター，公園センター 体育館，宿泊研修棟，庭園事務 所，多目的ホール棟，セミナー ハウス，コテージ，ログケビン， センターハウス等	法定点検	法の定めによる
		売店，軽食堂，管理棟，倉庫， 車庫，シャワー棟，ビーチハウ ス，栈敷，トイレ，サニタリー 棟，ケビン，詰所等	目視，触診，打診等	2 回／年
	野営施設	テントプレース，テントサイト， 炊事場，ファイヤーサークル， 野外炉，野外卓，休憩所，野外 ステージ等	目視，触診，打診等	2 回／年
	運動施設	スキーリフト	法定点検	法の定めによる
		グラウンド，運動場等	目視，触診	2 回／年
		テニスコート，サイクリングロ ード，ロープ塔	目視，触診，打診等	2 回／年
		アスレチックコース，遊具等	遊具施設等点検マニ ュアルによる点検	2 回／年
	付帯施設等	休憩所（あずまや），展望台，パ ーコラ，木橋，木柵，野外卓， ベンチ等，	目視，触診，打診	2 回／年
		樹木見本林，樹木展示園，広場， 庭園等	目視，触診	2 回／年
		駐車場，管理道，歩道等	目視，触診，打診	2 回／年
		案内板，誘導標等	目視，触診，打診	2 回／年
		コンクリート構造物 （擬木柵，橋，ベンチ等）	目視，触診，打診	1 回／年
		その他構造物 （門扉，照明施設等）	目視，触診，打診	1 回／年

※施設については，適宜追加すること

点検対象施設																						
西中国山地国定公園 牛小屋高原集団施設地区																						
工作物番号	(箇所)	名称	施設概要		設置年度	改修履歴	主用部材	耐用年数	階段													
			構造等	(個数)					横				木				接合部			自然公園としての美観	措置状況	対応方針
亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	段差異常	金具異常	ゆるみ	はずれ													
	センターハウス 前法面	木製階段		一式	H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	山丘会前	木製階段		一式	H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	フリーサイト上 下段連絡路	木製階段		一式	H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		木製ゲート		1基	H11		木材	15年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検対象施設																									
西中国山地国定公園 牛小屋高原集団施設地区																									
工作物番号	(箇所)	名称	構造等	設置 年度	改修履歴	主用部材	耐用 年数	支柱			横木			床板			接合部			自然公園と しての美観	措置状況	対応方針	備考		
								亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損					亀裂	腐朽
	ささゆり	テントデッキ		H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	あじさい	テントデッキ		H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	つつじ	テントデッキ		H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	りんどう	テントデッキ		H6		木材	10年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

平成 年度 施設点検・安全点検記録表

別紙3(様式)

西中国山地国定公園 牛久屋高原集団施設地区																					
点検対象施設																					
工作物番号	(箇所)	名称	施設概要	(価額)	設置 年度	改修履歴	主用部材	耐用 年数	支柱				構架				自然公園と しての景観	措置状況	対応方針	備考	
									電装	腐朽	くさつき	傾き・ゆがみ	欠損	傾き・変形	文字判別	表示版					委員会
	フリーサイトから展望台へ 約500m地点	指導標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
		指導標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
		指導標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	「自然を大切にしましょう」 看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	「ふれあい広場」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	ゲート入口「ゴミは自分で 持ち帰りましょう」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	ゲート入口付近「レストサ イト」近道案内	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	ケビン近く「レストサイト」 看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	ケビン近く「ゴミは自分 で…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	十方山麓「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	炊事棟前「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	恐竜博物館「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	炊事棟「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	ささゆり前「ゴミは自分 で…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	鳳入山麓「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	つつじ原「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	炊事棟下「ゴミは自分 で…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	炊事棟前「山火事に注 意…」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	炊事棟	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	「センターハウス近道」看板	注意標識		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
		案内板		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
		案内板		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
		諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	エコロジーキャンプ場正面 大看板	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	「キャンプ場」案内看板	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト1, 2	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト30, 31	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト3, 4	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト27, 28, 29	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト5, 6	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト25, 26	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト7, 8	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト22, 23, 24	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト9, 10, 11	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	「林間歩道」看板	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト19, 20, 21	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト12, 13	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト17, 18	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	オートサイト14, 15, 16	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	フリーサイト1	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	フリーサイト2	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				
	フリーサイト(林間歩道) 看板	諸標		1基	H6		木材	15年	□	□	□	□	□	□	□	□	□				

点検対象施設		木橋												自然公園としての異状	措置状況	対応方針	備考																			
西中国山地国立公園 牛久磨高原集団施設地区	施設概要	主桁			下部支柱			接合部			床板							高欄部																		
工作物番号	(箇所)	名称	構造等	(個数)	設置年度	改修履歴	主用材料	耐用年数	亀裂	腐朽	ぐらつき	変形	ささくれ	欠損	亀裂	腐食・腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	自然公園としての異状	措置状況	対応方針	備考
	水車小屋から15M上流へ約50M地点	木橋	構造等	1基	H6		木材	15年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	フリーサイトから展望台へ約50M地点	木橋	構造等	1基	H6		木材	16年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	フリーサイトから展望台へ約100M地点	木橋	構造等	1基	H6		木材	15年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	フリーサイトから展望台へ約160M地点	木橋	構造等	1基	H6		木材	16年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	フリーサイトからセンターへ約80M地点	木橋	構造等	1基	H6		木材	15年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

点検対象施設																						
西中国山地国定公園 牛小屋高原集団施設地区																						
工作物番号	(箇所)	名称	施設概要		設置 年度	耐用 年数	野外卓・ベンチ						備考									
			構造等	(個数)			支柱			卓板				接合部			自然公園と しての美観	措置状況	対応方針			
			基礎露出	亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	欠損	亀裂	腐朽	ぐらつき	傾き・ゆがみ	ささくれ	欠損	金具異常	ゆるみ				はずれ		
		野外卓	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□				

参考3

利用料金一覧表

(令和元年9月26日承認)

区 分		単 位	条例で定める 利用料金の範囲	利用料金の額		
オ ー ト キャン プ 場	シングル タイプ	宿泊	1 箇所 1 泊につき	6,500円以内	3,300円	通常料金
					4,100円	休前日料金
		一時使用	1 箇所 1 回につき	4,400円以内	4,800円	繁忙期
					2,300円	通常料金
	シングル タイプ (電源付 き)	宿泊	1 箇所 1 泊につき	7,300円以内	2,900円	土・日・祝日料金
					3,500円	繁忙期
		一時使用	1 箇所 1 回につき	5,100円以内	3,700円	通常料金
					4,500円	休前日料金
	ツイン タイプ	宿泊	1 箇所 1 泊につき	8,700円以内	5,300円	繁忙期
					4,500円	通常料金
		一時使用	1 箇所 1 回につき	6,200円以内	3,100円	通常料金
					4,000円	土・日・祝日料金
キャンプ 場	区画サイト	1 区画 1 泊につき	3,500円以内	4,000円	繁忙期	
				4,900円	繁忙期	
キャンプ 場	フリーサイト	1 張 1 泊につき	1,600円以内	1,800円	通常料金	
				2,200円	休前日料金	
ケビン		1 戸 1 泊につき	9,700円以内	2,600円	繁忙期	
				900円	通常料金	
				1,200円	休前日料金	
会議室		1 室 4 時間につき	3,700円以内	1,500円	繁忙期	
				1,900円	通常料金	
				2,500円	土・日・祝日料金	
シャワー		3 分につき	150円以内	3,100円	繁忙期	
キャン プ 用 具	テント	1 張 1 回につき	2,300円以内	100円		
				1,300円	通常料金	
				1,800円	休前日料金	
	寝袋	1 点 1 回につき	440円以内	440円以内	2,100円	繁忙期
					300円	通常料金
					300円	土・日・祝日料金
	炊事用具	1 式 1 回につき	1,600円以内	1,600円以内	400円	繁忙期
					900円	通常料金
					1,200円	土・日・祝日料金
				1,500円	繁忙期	

※「繁忙期」は次のとおりとする。

平成 30 年度	4 月 27 日 (金) ~ 5 月 6 日 (日), 8 月 3 日 (金) ~ 8 月 19 日 (日)
平成 31(令和元)年度	4 月 26 日 (金) ~ 5 月 6 日 (日), 8 月 2 日 (金) ~ 8 月 18 日 (日)
令和 2 年度	4 月 24 日 (金) ~ 5 月 6 日 (水), 8 月 7 日 (金) ~ 8 月 16 日 (日)
令和 3 年度	4 月 28 日 (水) ~ 5 月 5 日 (水), 8 月 6 日 (金) ~ 8 月 22 日 (日)
令和 4 年度	4 月 28 日 (木) ~ 5 月 8 日 (日), 8 月 5 日 (金) ~ 8 月 21 日 (日)

備考1 休前日料金とは、日曜日及び祝日の前日の利用料金をいう。

備考2 繁忙期の初日の一時利用、会議室及び最終日の宿泊と宿泊に伴うキャンプ用具については通常料金とする。

参考4

過去5年間の利用者数

単位：人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	5か年 単純 平均
計	4,084	3,767	5,031	5,165	3,726	4,355
ケビン	832	814	955	877	652	826
オートキャンプ	1,340	1,411	2,093	2,601	1,987	5,384
シングル電気有	565	577	839	1,071	789	768
シングル電気無	702	763	1,135	1,382	1,093	1,015
ツイン	73	71	119	148	105	103
キャンプ場	1,910	1,540	1,981	1,687	1,087	1,641
区画サイト	200	78	98	132	101	122
フリーサイト	1,710	1,462	1,883	1,555	986	1,519
会議室	2	2	2	0	0	1

収支実績

【収入の部】

(千円)

区 分	平成29年度 収入実績	平成30年度 収入実績	令和元年度 収入実績	令和2年度 収入実績	令和3年度 収入実績
県委託料額	7,962	8,119	8,177	8,722	8,291
減免補填額	144	157	149	42	26
利用料金収入額	3,401	3,586	5,023	5,793	4,702
その他の収入額	3,681	2,392	2,864	2,377	1,991
収入合計 (A)	15,188	14,254	16,213	16,935	15,010

【支出の部】

区 分	平成29年度 支出実績	平成30年度 支出実績	令和元年度 支出実績	令和2年度 支出実績	令和3年度 支出実績
人件費	4,363	4,074	5,120	5,421	3,568
光熱水費	7,484	7,561	7,745	7,533	7,513
設備等保守点検費	317	349	415	415	415
清掃・警備等	21	17	92	9	10
施設維持修繕費	157	245	215	243	513
事務局費	249	424	465	476	495
その他	1,335	960	1,210	1,099	626
支出合計 (B)	13,925	13,629	15,262	15,196	13,140

収支 (A) - (B)	1,263	625	951	1,739	1,870
---------------------	--------------	------------	------------	--------------	--------------